

## 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日に、国連において歴史的な核兵器禁止条約が採択された。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであるとし、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっている。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。

2017年9月20日に核兵器禁止条約への署名・批准の受付が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれており、条約署名国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国となり、2020年10月24日に、批准国は国連軍縮週間の初日に50か国となった。これにより、同条約は2021年1月22日に発効する。

日本は、唯一の戦争被爆国で、核兵器廃絶問題でも最も積極的な役割を果たすべき立場にあり、国際社会からもその働きが求められているにもかかわらず、日本政府がアメリカなどの核保有国とともに核兵器禁止条約に反対の態度をとり続けていることは、被爆者をはじめ、核兵器廃絶を求める多くの国民の願いに反するものである。

よって、国においては、核兵器禁止条約の署名・批准を行うとともに、核保有国をはじめ、当該条約の対象となる国・地域への署名・批

准を強く要請することにより、「核兵器のない世界」を目指す取組の先頭に立つよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月15日

太田市議会議長 久保田 俊

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣

宛て